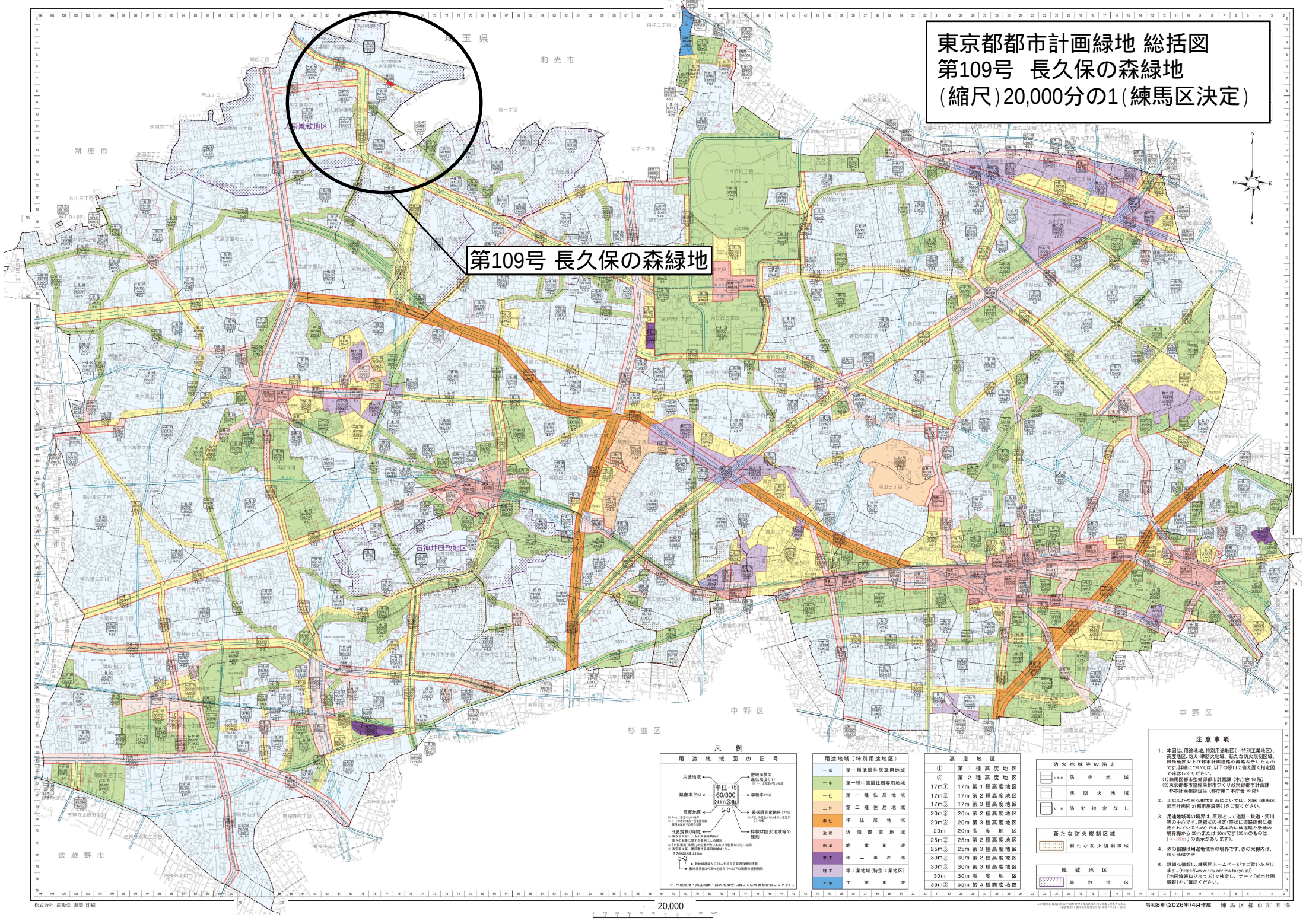


東京都都市計画緑地 総括図
第109号 長久保の森緑地
(縮尺)20,000分の1(練馬区決定)



第109号 長久保の森緑地

凡 例

用途地域域の記号

用途地域

- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域(特別工業地域)
- 工業地域

緑率率(%)

- 第一種中高層住居専用地域: 60/300
- 第一種住居地域: 50/300
- 第二種住居地域: 50/300
- 準住居地域: 50/300
- 近隣商業地域: 50/300
- 商業地域: 50/300
- 準工業地域(特別工業地域): 50/300
- 工業地域: 50/300

高度地区

- 第一種高度地区
- 第二種高度地区
- 第三種高度地区
- 第四種高度地区
- 第五種高度地区
- 第六種高度地区
- 第七種高度地区
- 第八種高度地区
- 第九種高度地区
- 第十種高度地区

防火地域等の指定

- 防火地域
- 準防火地域
- 防火指定なし

新たな防火規制区域

- 新たな防火規制区域

風致地区

- 風致地区

用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地域)
工業	工業地域

高度地区	
①	第一種高度地区
②	第二種高度地区
17m①	17m 第一種高度地区
17m②	17m 第二種高度地区
17m③	17m 第三種高度地区
20m①	20m 第一種高度地区
20m②	20m 第二種高度地区
20m③	20m 第三種高度地区
25m①	25m 第一種高度地区
25m②	25m 第二種高度地区
30m①	30m 第一種高度地区
30m②	30m 第二種高度地区
30m③	30m 第三種高度地区
35m①	35m 第一種高度地区
35m②	35m 第二種高度地区
35m③	35m 第三種高度地区

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区、高度地区、防火地域、準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区)および都市計画緑地(公園)を示したものである。詳細については、以下の窓口に入会し、入会書(16頁)を提出していただく。
 2. 練馬区都市計画課都市計画課(本庁舎16階)都市計画課(練馬区都市計画課)にてお問い合わせください。
 3. 上記以外の他の都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 4. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。道路の指定(状況)に道路側に指定されている場合は、道路の中心線から30m以内の境界線から30mまたは30mです(30mのものは「-」の表示があります)。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。また、お問い合わせ先は、練馬区都市計画課(練馬区都市計画課)です。